

## 第13章 市民生活および社会経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命および健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活および社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。本市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関および登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活および社会経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活および社会経済の安定を確保するための体制および環境を整備する。

#### 2 所要の対応

##### 1-1. 情報共有体制の整備

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活および社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間および国と道との間で、連絡の窓口となる部署および担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署および担当者を定め、情報共有体制を整備する。

また、本市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や、関係部局での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

##### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

本市は、国および道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

##### 1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

###### 1-3-1. 業務継続計画（BCP）の策定の勧奨および支援

- (1) 道は、事業者における感染対策の実施および事業継続のため、関係業界団体を通じたことなどにより、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画（BCP）を策定することを勧奨するとともに、セミナーの開催や相談対応など必要な支援を行う。
- (2) 道は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。

#### 1-3-2. 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

道は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。

#### 1-4. 緊急物資運送等の体制整備

道は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

#### 1-5. 物資および資材の備蓄

- (1) 本市は、市行動計画または業務計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-2で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要に応じて食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 本市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-6. 生活支援を要する者への支援等の準備

本市は、国および道からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続などの仕組みづくりを検討する。

#### 1-7. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

本市は、国および道と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

## 第2節 初動期

### 1 目的

本市は、国および道と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活および社会経済の安定を確保する。

### 2 所要の対応

#### 2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

- (1) 道は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
- (2) 指定地方公共機関等は、その業務計画に基づき、道と連携し、事業継続に向けた準備を行う。国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。
- (3) 道は、これらのほか、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

#### 2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等および事業者への呼び掛け

道は、住民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の住民生活との関連性が高い物資または社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動と呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占めおよび売惜しみを生じさせないよう要請する。

#### 2-3. 遺体の火葬・安置

本市は、国および道からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 1 目的

本市は、国および道と連携し、準備期での対応を基に、市民生活および社会経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援および対策を行う。指定地方公共機関および登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活および社会経済の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活および社会経済の安定を確保する。

#### 2 所要の対応

##### 3-1. 住民生活の安定の確保を対象とした対応

###### 3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する住民等および事業者への呼び掛け

道は、住民等に対し、生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみを生じさせないよう要請する。

###### 3-1-2. 心身への影響に関する施策

本市は、国および道と連携し、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者の\*フレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

###### 3-1-3. 生活支援を要する者への支援

本市は、国の要請に基づき、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

###### 3-1-4. 教育および学びの継続に関する支援

本市は、国および道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行う。

###### 3-1-5. サービス水準に係る国民への周知

国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、国民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。

### 3-1-6. 犯罪の予防・取締り

北海道警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、必要に応じて、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

### 3-1-7. 物資の売渡しの要請等

- (1) 道は、対策の実施に必要な物資の確保にあたっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。
- (2) 道は、緊急事態措置を実施するにあたり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

### 3-1-8. 生活関連物資等の価格の安定等

- (1) 本市は、国および道と連携し、市民生活および社会経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- (2) 本市は、国および道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ適確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- (3) 本市は、国および道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- (4) 本市は、国および道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務または社会経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占めおよび売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年(1973年)法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年(1973年)法律第121号）、物価統制令（昭和21年(1946年)勅令第118号）その他の法令の規定に基づき講じられる措置における必要な対応を検討する。

### 3-1-9. 埋葬・火葬の特例等

本市および道は、国からの要請に基づき、必要に応じて以下(1)から(3)までの対応を行う。

- (1) 本市は、国および道からの要請に基づき、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- (2) 本市は、国および道からの要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

### 第3部 第13章 市民生活および社会経済の安定の確保

- (3) 道は、遺体の埋葬および火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

#### 3-2. 社会経済の安定の確保を対象とした対応

##### 3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等

- (1) 道は、道内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。
- (2) 道は、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等）を適時更新しながら事業者を提供する。また、道は、業界団体と連携し、必要に応じ、事業者向けの感染防止のための手引きの作成を支援する。
- (3) 指定地方公共機関等は、業務計画に基づき、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供ならびに市民生活および社会経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

##### 3-2-2. 事業者に対する支援

本市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営および社会経済活動への影響を緩和し、市民生活および社会経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情や公平性にも留意しながら適切な支援を検討する。

##### 3-2-3. 道、市町村および指定（地方）公共機関による市民生活および社会経済の安定に関する措置

以下(1)から(5)の事業者である本市および道または指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの道行動計画または市町村行動計画、業務計画に基づき、必要な措置を講ずる。

- (1) 電気事業者およびガス事業者である指定（地方）公共機関  
電気およびガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置
- (2) 水道事業者、水道用水供給事業者および工業用水道事業者である道および市町村  
水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置
- (3) 運送事業者である指定（地方）公共機関  
旅客および貨物の運送を適切に実施するため必要な措置
- (4) 電気通信事業者である指定（地方）公共機関  
通信を確保し、および緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置
- (5) 郵便事業を営む者および一般信書便事業者である指定（地方）公共機関  
郵便および信書便を確保するため必要な措置

また、国または道は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する。また、国または道は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器または再生医療等製品の配送を要請する。

### 第3部 第13章 市民生活および社会経済の安定の確保

#### 3-3. 市民生活および社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

##### 3-3-1. 法令等の弾力的な運用

国は、国民生活および社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、周知を行う。また、その他新型インフルエンザ等の発生により、法令等への対応が困難となった制度につき、必要な対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。

##### 3-3-2. 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

- (1) 政府関係金融機関等は、あらかじめ業務継続体制の整備等に努め、新型インフルエンザ等緊急事態において、償還期限または据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。
- (2) 日本政策金融公庫等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、影響を受ける中小企業や農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施する等、実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。
- (3) 日本政策金融公庫は、新型インフルエンザ等緊急事態において、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年(2007年)法律第57号）第11条第2項に規定する主務大臣による認定が行われたときは、同項で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付け、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施する。
- (4) 国は、必要に応じて政府関係金融機関等に対し、十分な対応を行うことなどを要請するなど、必要な対応を行う。

##### 3-3-3. 雇用への影響に関する支援

国は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行う。道は、市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

##### 3-3-4. 市民生活および社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

本市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活および社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討する。